

<レポート>



生涯学習社会の行方  
——その動向と超高齢社会の問題——

特定非営利活動法人 全日本大学開放推進機構  
理事 板橋一太

はじめに

1982(昭和62)年に「生涯学習社会への移行」が宣言(閣議決定)されてからほぼ30年を経過しようとしている。いまや、各県に「本部」や「センター」がおかれ、大学の公開講座、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設、企業や民間の施設でも様々なスクールが華やかである。多くの人々がそれらの学習機会を享受し、そこに生きがいを求めている人も少なくないに違いない。

しかし、現状については、次のような指摘があるように、必ずしも問題無しに推移しているわけではない。むしろ、30年前の当時の社会の生涯学習社会に寄せる期待や高揚感からすれば足踏み状態にあるというべきかも知れない。

2013年(平成25年)の第2次教育振興計画においては、「生涯学習に関する現状と課題」として、「理念の共有が道半ばであり、教育に対する社会全体の連携の強化や各学校段階間や学校・社会生活間において円滑に接続ができていないこと、ともすれば縦割りの視点を陥っていた」と記されている。

「縦割り」というのは行政にはつきものとはいえ、生涯学習行政が各局や各省の枠を超えて横の連携、縦の接続を適切に行いながら展開することがその成功の鍵を握っている。その司令塔ともいべき中心的役割を担っているのは文部科学省生涯学習政策局(元文部省生涯学習局)であるが、本稿では関連する審議会答申から問題点を追ってみたい。

また、生涯学習社会の理念はすべての人が「いつでもどこでも」希望する学習を行うことであるが、多くの人々が生涯を通じて学習への意欲を持ち続けることを前提としている。学習を行うための機会や場所など環境の整備はもちろんであるが、できるだけ多くの人々が学習意欲を持ち続け、意欲を高めることも重要な課題である。しかし、現状において、生涯学習の実施率は50%前後にとどまっている。生涯学習行政がこの問題にどのように対応しているのかについても注目する必要がある。

一方で、この30年間の社会の変化には目を見張るものがある。科学技術、経済、社会

の変化は加速度的ともいえる速さで変貌しており、生涯学習社会の構築という観点からは特に高齢化や情報化の問題が大きい。人口の 4 分の 1 が高齢者 (65 歳～) という超高齢社会において、高齢者が生涯学習社会を享受できるかどうかは社会の活力ともかかわるし、また、情報技術の利用なしには「いつでもどこでも希望どおりの学習」という目標の実現は困難と考えられるからである。そうしたことを踏まえて、世論調査のデータに基づき高齢者が今何を必要としているのかについても考察してみたい。

## 1. 「生涯学習社会への移行」当初の構想とその後の展開

「生涯学習社会」という語が公的な文書に初めて盛り込まれ、その体制整備を行う起点となったのは 1987 年 (昭和 62 年) の閣議決定「教育改革に関する当面の具体的方策について——教育改革推進大綱——」であるが、そこでは、「生涯学習社会」を「国民の生涯にわたる多様な学習活動を振興するため各種スポーツ活動や職業能力開発も含んだ生涯にわたる学習の機会を総合的に整備するとともに、学歴偏重の弊害是正のため、生涯にわたる学習の成果が適正に評価される社会」としている。

### (1) 生涯学習の基本的留意点

閣議決定に基づき行政の具体的な方向性を示したのが 1990 年 (平成 2 年) の中教審答申「生涯学習の基盤整備について」であるが、その中で「今後生涯学習を推進するに当たり特に次の点に留意する必要がある」として次の 3 点を指摘している<sup>1)</sup>。

- ① 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること
- ② 生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること
- ③ 生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。

このうちの ③に関しては、1990～1992 (平成 2～4) 年の中央教育審議会や生涯学習審議会の答申において、学校段階ごとの学校教育、社会教育も含めた教育制度から外れた人々への学習機会の提供に関して次のような方針を示していることが注目される<sup>2)</sup>。

- ① 初等中等教育の段階において教育内容を精選して基礎・基本を徹底させる。
- ② 高等学校や大学においてリカレント教育を含む社会人の受け入れや地域のニーズに対応した多様な学習機会を提供する。
- ③ 潜在的な学習需要を持ちながら、身近に教育機関が設置されていないことなどから学習機会に恵まれない人々に対しても、新しい情報手段を利用するなどにより適切な学習機会を提供する。

このうち、①は閣議決定に盛り込まれた「学歴偏重の弊害是正」とも関連するが、これが生涯学習社会への移行の大きな背景でもあった。

## (2) 学歴偏重問題

学歴偏重の問題に関しては、1991 年(平成 3 年)の中教審答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」において、「人々の生涯学習の基礎を培うためには、特に初等中等教育の段階において、生涯にわたって学習を続けていくために必要な基礎的な能力や自ら学ぶ意欲や態度を育成することが重要になると考えられる。このためには、教育内容を精選して基礎・基本を徹底させるとともに、新しい知識を学んだり発見したりすることの楽しさを体験させることが必要である」<sup>3)</sup> とし、また、平成 4 年度から逐次実施されることとなっていた新しい学習指導要領にも言及しながら、いわゆる「ゆとり教育」への転換を示唆している。つまり学校教育を生涯学習の一環としてとらえ、過度の受験競争など学校教育が抱えている問題点を解決するためにも、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を評価するような生涯学習社会を築いていくことが望ましいという考え方に立っている。

学校教育と学校教育終了後の教育の関係について移行前と移行宣言後の変化は次のように図示できるだろう。

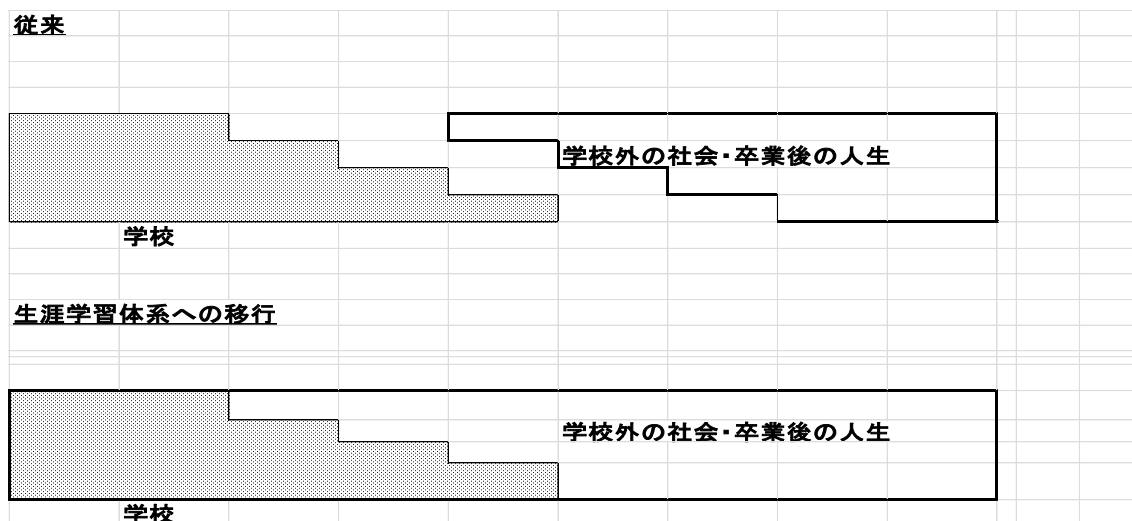


図 1: 筆者作成

しかし、その後の「ゆとり教育」の破たんによって、生涯学習社会の移行はいわば片肺飛行とならざるをえなかったという面がある。もっとも学校教育の内容が卒業後に持ち越され学習量が削減されたとしても、社会の知識量はそれ以上に増大としているという面もあり、これからの社会では生涯にわたる学習の重要性が増すであろうこと、また学校教育が生涯学習の一環でありその重要な基礎を成すことには変わりがない。学校教育とその後の教育の連携を図ること、またそのためにどのような工夫をするかは引き続き大きな課題である。

### (3) 生涯学習社会の推進体制

次に生涯学習社会を牽引することを期待される「司令塔」の問題に触れたい。

閣議決定の翌年の 1988 (昭和 63)年に文部省の組織改正が行われ、従来の社会教育局が生涯学習局に改変され同時に省の実務を担当する各局の筆頭局に位置付けられた。それ以前の筆頭局は初等中等教育局であったが、筆頭局が生涯学習局に代わったことは、生涯学習社会への文部省の並々ならぬ意気込みを示すものであった。筆頭局は省の象徴的存在という見方をする人もいるくらいである。その間の事情についての関係者の考えは次のように要約できるだろう。

- ① 学校教育はそこで完結するのではなく、生涯を通じての学習の一過程に過ぎない。長い人生を生きるために必要な知識は学校で(詰め込み式に)勉強する必要はなく、学校卒業後、その都度に学習すればよい。当時熾烈を極めていた「人生を生きるための資格」としての「学歴」はその重要な意味を失い、取りたいと思う資格は、人生で何度でも挑戦できるようになる。学校教育はそのような前提で重荷を軽くし、内容を(人生の基礎教育にふさわしく)精選することにより、子どもと学校には余裕が生まれ、(当時社会問題だった)こどもの自殺やいじめについてもよい影響を及ぼすだろう。
- ② それまで学校教育が担っていた責任は、今後は生涯教育の一環として推進される必要があるからその責任部局は「初等中等教育局」ではなく、それにふさわしい部局とする必要がある。それを「生涯学習局」とし、文部省部局の筆頭に位置づけることにより社会的にもそのことを鮮明にする。生涯学習局は旧社会教育局の改組により創設するが、そこでは従来の社会教育(公民館、図書館、博物館)にとどまらず、社会教育を含めた幅広い学習機会を提供する役目を担う。もともと、公民館、図書館、博物館は戦後、占領軍のもとで消極行政に転換していた経緯もあり、従来の「社会教育」行政がそのまま「生涯学習社会」行政を担うわけではない。

1990(平成 2)年答申では上記のような移行に際しての留意事項を記述するとともに「課題」と「基盤整備の具体的施策」を示しているが、それは、従来の社会教育局から衣替えした生涯学習局が司令塔として機能することを前提としている。

その後 2006 年(平成 18)年には教育基本法の改正が行われ、同時に社会教育法も改正された。平成 2-4 年の審議会答申で示された生涯学習社会の基本構想は変わらないものの、生涯学習社会に向けて、その理念と社会教育行政の業務拡大を盛り込み、社会教育行政の役割見直しを法制化したことに意義がある。

改正社会教育法では「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育」が「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」という表現に変わり

(第 2 条)、社会教育は個人の要望とともに「社会の要請」に基づき行われることが明らかにされた。さらに、第 3 条には新たに 2 項が追加され新第 2 項では、「学習の機会の提供、奨励」が、新第 3 項では「学校教育との連携」及び「家庭教育の向上」について「社会教育」の役割があることが明記されている。

2008(平成 20)年中教審答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」はその具体的方向を示しているが次のように図示することができる。

### H20 答申 概念の整理

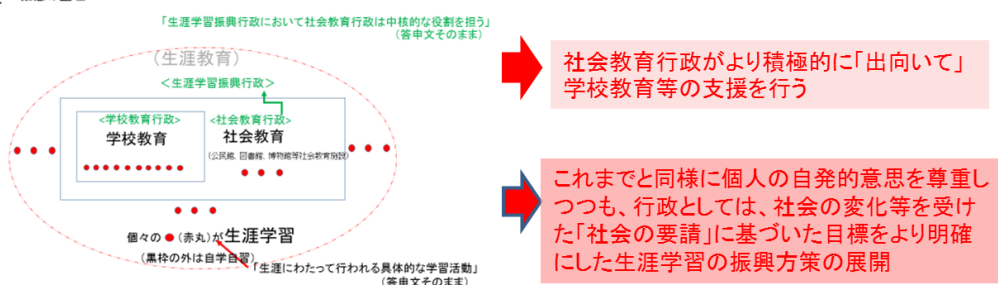


図 2: 筆者作成

これによって生涯学習社会の推進体制について方向性が固まったとも言えるが、この時から生涯学習行政の司令塔たる生涯学習局は「学校教育等への積極的関与」、「社会の要請に基づく生涯学習の目標」の 2 点において大きな重責を担うことになった。

## 2. 自発的学習の奨励と課題の提起

### (1) 自発的意思

生涯学習社会の基本は個人の自発的意思に基づく学習を尊重し推進することであるが、この点に関して、1992(平成 4)年の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の基本方策について」では、人々の生涯学習への意欲は高まっているとしつつ、具体的な学習活動に結びつかない理由として次の諸点を挙げている<sup>4)</sup>。

- ① 時間的余裕がない、
- ② 希望する分野の学習機会がない、
- ③ 学習機会が身近にない、
- ④ 経済的負担が大きい、
- ⑤ 適切な学習情報がない、
- ⑥ 具体的きっかけや仲間が見つからない
- ⑦ 専門的なレベルの学習機会がない
- ⑧ 家族や職場の協力が得られない

- ⑨ 学習の成果を生かす場や機会がない
- ⑩ 子どもや家族の世話をする人がいない
- ⑪ ついつい怠惰になってしまう

答申ではこのような事情を抱えている人を「潜在的な学習需要」と呼び、それを顕在化させ、学習行動にまで高めていくことが必要であるとする。

そのための方策としては指摘するのは次の 2 点である<sup>5)</sup>。

- 人々の学習ニーズを適確に把握し、適切な学習機会を提供することと、その情報を適切に提供するシステム
- 学習意欲を高めるための啓発活動に努め、学習相談に応じられる体制づくりや、学習の成果が評価されるような条件作り

さらに、1996(平成 8)年の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」でも、次のような理由から「生涯学習の意義については多くの人々の理解が得られつつある。学習意欲も高まってきている」とし、工夫改善を行うことにより学習者に適切な学習機会を提供することの必要を求めている<sup>6)</sup>。

- 多くの人々が所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の振興などの社会の成熟化に伴って、学習に生きがいや楽しみを見いだしたいと願っている
- 「科学技術の高度化、情報化・国際化の著しい進展、産業構造や雇用形態の変化などに伴い、新たな知識・技術を習得したいと考えている人も増えている

いずれも学習者の学習意欲が向上しているという認識に立っており、その上で、それを具体的学習に結びつける工夫が十分でないことを指摘しているが、冒頭に述べたように、生涯学習を行う人の割合が 50%前後という現状を考えると、問題は果たして工夫だけなのかという疑問が起きないわけではない。もっとも、後述する世論調査では、これからの問題として「生涯学習をしたいとは思わない」割合が、回答者全体で 16%、高齢者で 19.5%となっており、それをそのまま真に受けたとしても、まだ、30%程度の上昇の余地はあり、そこに向かって、「潜在需要」の掘り起こす努力は必要だろう。

## (2)「個人の要望」と「社会的要請」のバランス

生涯学習における学習者の自発的意思の尊重ということに関して変化が訪れる。2008(平成 20)年答申の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」である。

そこでは、「学校教育外での生涯学習への支援は強制されるものではなく、その自発的

な意思に基づくものであることを踏まえる必要がある」としながらも、「国及び地方公共団体の行政に限られた財政的・人的資源を投入して生涯学習を振興するための施策を講じるに当たっては、わが国社会全体の知識基盤を強固にするという観点や上述した社会や地域からの要請をも踏まえて、重点的に国民の学ぶ意思を支えていくという視点が必要である」としている<sup>7)</sup>。

すなわち、「個人の要望」を踏まえるとともに、「社会の要請」を重視して、国民の学習活動を支援することがわが国社会の知識基盤を強固なものとするという新しい視点を打ち出している。

もともと、それまでに、1992(平成 4)年の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」においては、各個人が学習する必要のある課題(現代的課題)の重要性を認識し、積極的にこのような課題に関する学習機会の充実を図ることが必要であると指摘し<sup>8)</sup>、また、1999(平成 11)年の同審議会答申では、行政が行うべき学習機会の提供に当たって、従来の文化・教養タイプのものから、社会参加型や問題解決型の学習、あるいは、職業的知識・技術の習得等の学習成果の活用を見込んだ内容のもの等、学習者の活動に必要な能力を養う学習へと重点を移行させるべきであると指摘している<sup>9)</sup>ところから、生涯学習教育の内容について行政の積極的関与を促す方向性は見えていたが、上記答申においてそのことが明確になったといえる。

### 3. 超高齢社会への対応

つい先ごろ発表された総務省推計によれば、2016(平成 28)年 9 月 15 日時点で 65 才以上の高齢者は 3,461 万人で、総人口に占める割合は 27.3%と、わが国は高齢者が人口の四分の一以上を占める超高齢社会になっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計「日本の将来設計人口(平成 24 年 1 月推計)」によれば、2035 年には、全人口に占める高齢者の割合は三分の一に達するという。

高齢者の生涯学習の傾向を知るために、内閣府の「教育・生涯学習に関する世論調査」を取り上げてみよう。調査は 2015(平成 27)年 12 月に全国から無作為で 3,000 人を抽出(有効回収数は 1,653 人)して行ったものであるが、この種の調査としては最新のものである。

この調査は「社会人の学び直し」と「生涯教育」の 2 つの部門に分かれているがここでは後者を取り上げる。また、年齢は小刻みに集計されているが、高齢者の生涯学習の一つのサンプルとして「60 才～69 才」を取り上げる。今日では定年が延長され 65 才あるいはそれ以上の年齢まで仕事に従事する人も多いが 60 才以上は非正規雇用が多く生涯学習の時間的余裕が生じている年齢層と考えられること、一方、「70 才以上」の場合は体力や気力の個人差が顕著になるといわれており単純に一括りにすることには問題があると考えられるからである。この調査では最初に、「生涯学習」の定義を置いた上で、

各種質問をしている多肢選択方式である。

教育・生涯学習に関する世論調査									
集計表 16(Q11)この1年間の生涯学習の実施状況									
	該当者数	生涯学習をしたことがある(小計)	エ)健康・スポーツ(健康法, 医学, 水泳など)*	ア)趣味的なもの(音楽, 美術, 華道, 舞踊など)*	ク)職業において必要な知識・技能*	イ)教養的なもの(文学, 歴史, 科学, 語学など)	オ)家庭生活に役立つ技能(料理, 洋裁, 和裁など)*	コ)ボランティア活動のために必要な知識・技能	ウ)社会問題に関するもの(社会・時事, 国際など)*
総数	1653	47.5	21	18.8	11.9	9	7.7	6.4	5.7
60～69歳	334	47.3	23.7	24.6	6.3	10.2	9.3	12.6	5.1
						その他	シ)生涯学習をしたことがない	わからない	計(M.T.)
			カ)育児・教育(家庭教育, 幼児教育, 教育問題など)	キ)就職や転職のために必要な知識・技能*	サ)自然体験や生活体験などの体験活動	ケ)情報通信分野の知識・技能*			
			4.7	4.6	4.2	3.3	0.5	52.3	0.2
			3	0.9	4.2	1.8	0.9	52.4	0.3

表 1:内閣府調査集計表から筆者作成

過去 1 年に行った生涯学習の内容毎に選択した回答者 (20 才以上) の数が「総数」(以下「全年齢層」という) の横罫に示されている。

その特徴を見ると、「生涯学習をしたことがある」が回答者の 47.5%と回答者の半数に満たない。また、行った学習内容で多いのは、「健康・スポーツ」が 20%台、「趣味的」と「職業に必要」が 10%台、「教養」「家庭生活に必要」「ボランティア活動に必要」「社会問題」などが 10%以下でこれらに続いている。

一方、「60 才～69 才」(以下「H(=High)年齢層」という) の状況を見ると、「生涯学習をしたことがある」が回答者の 47.3%で回答者の半数に満たず、これは「全年齢層」と大差ない。一方、行った学習では、「健康・スポーツ」、「趣味的」が 20%台となっており、「全年齢層」に比べて「趣味的」の割合が高い。10%台には「ボランティア活動」と「教養的」がこの順序で続くがいずれも「全年齢層」よりも高く、逆に「全年齢層」では 10%台であった「職業に必要」が 10%以下に落ちている。また、「教養的」「家庭生活」が「全年齢層」に比しその割合が増加するのに対して「職業に必要」「社会問題」「育児・教育」「就職・転職に必要」「情報通信の知識」が減少しており、これらは現職者と高齢者の生活実態を反映したものと考えられる。

「全年齢層」、「H 年齢層」共に、生涯学習実績が回答者の半数に満たないことは注意を要する点である。また、情報化社会という今日の特徴と生涯学習におけるその重要性を考慮した場合、「情報通信の知識」について「H 年齢層」(1.8%) は「全年齢層」(3.3%) の半分 に過ぎないというのはその理由を含めて何らかの対応を必要としているのではないだろうか。



上記設問に続き、世論調査の項目は、「行われた学習の形式」、「身につけた知識等の活用状況」、「行いたい生涯学習の形式」、「生涯学習の振興方策」と続く。いずれも、上記と同じように、「H 年齢層」では生活の中心が職場から家庭に移ることを反映した結果となっている。

「生涯学習をしている理由」については、両年齢層ともに「学習が好き・人生豊か」「健康維持」「仲間づくり」「自由時間の有効活用」が高いが、「学習が好き・人生豊か」「健康維持」「仲間づくり」「地域貢献」では「H 年齢層」が高く、「仕事や転職」「家庭・日常生活」では「H 年齢層」の方が低い。

「行われた学習の形式」については、「公民館等公的機関」「同好サークル」「カルチャーセンター等民間」(29.6)がいずれも高いが「公民館等公的機関」「同好サークル」で「H 年齢層」が高く、「職場」「ICT」では逆に低い。

「身につけた知識等の活用状況」については、「人生豊か」「健康」「家庭・日常生活」が「全年齢層」、「H 年齢層」のいずれでも高いが、「人生豊か」「健康」「家庭・日常生活」「地域貢献」では「H 年齢層」が高く、逆に「仕事」では低い。

「行いたい生涯学習の形式」については、「公民館等公的機関」「同好サークル」がいずれの年齢層でも高いものの、「公民館等公的機関」「同好サークル」では「H 年齢層」が高く、「ICT」「職場」「学校の公開講座等」では逆に低くなっている。

「生涯学習の振興方策」については、いずれの年齢層でも「施設増加」「情報提供」「学習支援者配置」の要望が多い（30%以上）が、特にこれらについては「H 年齢層」の値が「全年齢層」を上回っている。逆に「H 年齢層」の値の方が低いのは、「仕事の知識習得への経済的支援」「労働時間短縮・休暇制度」「ICT」である。「学習支援者の配置」はそれを希望する人の割合が高いこととともに「全年令層」では「H 年齢層」に比しその要望が際立って高く、今後の生涯学習において特に注目すべきことである。

上記のほかに次の特徴にも注意する必要がある。

○ 「生涯学習をしている理由」で、「教養的」は「全年齢層」、「H 年齢層」共に 10%前後と比較的低い割合にとどまっており、「個人の興味・関心に応じて」という生涯学習の理念からすれば意外な感がある。さらに、「健康・スポーツ」や「趣味」が「H 年齢層」では高くなるのだが「教養的」の数値には大きな変化が無いというのも意外である。その理由は何処にあるのか、提供される学習内容によるものなのか、あるいは他の理由によるものなのか関心がもたれる。

○ 「生涯学習の形式(場所など)」の「情報端末」で、「全年齢層」では過去 1 年の実績よりも今後への期待が高いのに対して、「H 年齢層」では今後への期待が低い。これから

の社会で「情報端末」の役割はさらに大きくなることが予想されるが、H 年齢層が情報社会に取り残されるのではないかという心配が生まれる。

○ 「生涯学習の振興方策」として「住民のニーズを反映した学習プログラムの提供」を選択した人の割合が比較的高く、特に「H 年齢層」(21.3%)の方が「全年齢層」(18.3%)より高くなっており、ニーズを把握することの重要性を示している。

## おわりに

生涯学習は意図的、組織的な学習活動のほか、日常生活の様々な局面から生まれる。その意味では人々が日々の活動に意欲を持ち、充実した日常を送ること自体が生涯学習の推進につながるものであり、生涯学習行政は文部科学行政のみならず各省行政とも深い関わりを持っている。心と身体の健康づくり、自然と環境を守る活動、人権を守る活動など一見文部科学行政から離れた活動に人々が生きがいを感じているケースも多い。しかし、そのような活動が学習そのものであり生涯学習のけん引力にもなっているという視点が不可欠だろう。

また、生涯学習の質を確保する上で学問との関係は密接不可分である。学問の府である大学が生涯学習とどのように関わるかが生涯学習の成否を左右するといっても言い過ぎではないだろう。また、生涯学習に取り組むことが学問そのものであるという考えもある。その意味では、文部科学省各局が行政の壁を低くし、生涯学習社会の確立に向けて生涯学習行政の一本化を図ることができるかどうかも課題である。本稿では、生涯学習審議会や生涯学習に関係する中央教育審議会の答申に焦点を当てたが、大学行政やその根っこにある大学審議会の生涯学習への姿勢にも関心を注ぐ必要があるだろう。大学の「公開講座」は活発に行われているが、そのための大学側の体制整備は十分なのだろうか。

新しい教育基本法と社会教育法の下で、従来の社会教育行政の機能を拡大し、生涯学習政策局が生涯学習の司令塔的役割を担うことには意義が認められるし、また「個人の要望」と「社会的要請」のバランスも大事だが、人々の学習意欲を育て、また学習の質を高めることが生涯学習社会の原点であることが忘れられてはならないだろう。

直近の中教審答申(2016(平成 28)年 8 月)では「生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」をテーマとして取り上げ、「学び」と「活動」の橋渡しによる「「学び」と「活動」の循環の形成を求めるとともに、検定試験の質の向上や ICT を活用した「生涯学習プラットフォーム」の構築にも言及している。しかし、今後の超高齢化社会への対応は深刻な課題である。「高齢化への対応」の部分で述べたように個人指導員の充実、老人の特化した CIT 技術の問題など様々な課題があることに留意する必要がある。

以上を総括すれば、生涯学習社会は現在「質的転換」の軌道上にあるといえるのでは

ないだろうか。新しい発展の先に、30 年前に経験した生涯学習社会への期待、「ワクワク感」が再び訪れることを期待したい。

## 引用

- 1) 中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について」1990 年、6 頁。
- 2) 中央教育審議会「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」1991 年、12 頁。
- 3) 同上。
- 4) 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の基本方策について」1992 年、9 頁。
- 5) 同上書、10 頁。
- 6) 生涯学習審議会「地域における生涯学習機会の充実方策について」1996 年、3 頁。
- 7) 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」2008 年、8 頁。
- 8) 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の基本方策について」1992 年、30 頁。
- 9) 生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす——生涯学習の成果を生かすための方策について——」1999 年、7 頁。

(本稿は 2016 年 10 月 2 日に行われた第 4 回 UEJ「大学開放研究会」(於・龍谷大学)での講演に基づいて作成)

---

## 板橋一太(いたばし・いちた)

1944 年、福岡県生まれ。九州大学大学院法学研究科修士課程修了。1970 年文部省入省。1975 年ロンドン大学 (Institute of Education) 留学、1980 年在フランス日本大使館 1 等書記官 (日本政府ユネスコ常駐代表補)、この間に文部省学術国際局国際課長、高等教育局企画課長歴任、1995 年大臣官房審議官、1999 年東京大学事務局長、2001 年特殊法人日本育英会 (現・独立行政法人日本学生支援機構) 理事、2004 年日本オリンピック委員会 (JSO) 常任理事等を経て現在、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構執行理事・事務局長、特定非営利活動法人全日本大学開放推進機構理事。

---